

令和6年度

周南市農業委員会事業報告書

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016年5月26日開催「平成28年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	組織運営	5
(1)	総会の開催	5
(2)	委員全員協議会の開催	6
(3)	地区協議会の開催	7
(4)	幹事会の開催	7
(5)	広報委員会の開催	7
(6)	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催	8
2	農業委員・農地利用最適化推進委員	8
(1)	農業委員	8
(2)	農地利用最適化推進委員	8
3	事務局体制	8
4	活動実績	9
(1)	農地等の利用の最適化を推進する活動	9
(2)	地域計画の策定に向けた協力	10
(3)	農地法等関係活動	12
ア	農地法関係活動	12
イ	農業経営基盤強化促進法関係活動	21
ウ	農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動	22
エ	農業振興地域の整備に関する法律関係活動	22
オ	土地改良法関係活動	22
カ	租税特別措置法関係活動	23
キ	地方税法関係活動	24
(4)	組織活動	24
(5)	研修活動	30
(6)	情報提供活動	32
(7)	日常活動	34
(8)	その他の活動	34
5	まとめ	36
(1)	許可書、届出書等の様式を委員会の要綱・要領で規定	36
(2)	農地転用の届出に係る事業完了報告書の提出を義務化	36
(3)	12地区の地域計画を策定	36
(4)	5地区で地域計画の策定作業を進行中	37

(5) 農用地利用集積計画の終了	37
(6) 令和7年度へ向けて	37
6 年間活動実績表	37
資料編.....	41
1 総会の議事	42
表1 議案の個別件数	42
表2 報告の個別件数	46
2 農地法等に基づく処理状況.....	50
表3 農地法第3条第1項の規定による許可	50
表4 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消.....	50
表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理.....	51
表6 農地法第4条第1項の規定による許可	51
表7 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理.....	51
表8 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による届 出の受理	52
表9 農地法施行規則第29条の制限例外の内訳	52
表10 農地法第5条第1項の規定による許可	53
表11 農地法第5条第1項に規定する許可後の事業計画変更承認.....	53
表12 農地法第5条第1項第1号の規定による届出の受理.....	53
表13 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理.....	54
表14 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による届 出の受理	54
表15 農地法施行規則第53条の転用制限例外の内訳.....	55
表16 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告の受理.....	55
表17 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等の 農地等の利用状況の報告の受理	55
第18 農地改良届出の受理.....	55
第19 開墾等耕作届の受理・新たに農地とする土地の確認.....	56
第20 非農地判断に係る非農地通知書の交付	56
第21 非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等に係る非農地通知書の交付	56
第22 相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っ ていることの証明.....	57
第23 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会に対する回答（税	

務署)	57
表 24 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定による照会に対する回答 (弁護士 会)	57
表 25 現況が農地でないことの証明.....	58
表 26 農用地利用集積計画 (案) の決定	58
表 27 農用地利用配分計画の認可の通知の受理	58
表 28 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取...	59
3 用途別転用の状況	60
表 29 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況.....	60
表 30 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況.....	60
表 31 許可による用途別転用の状況 (総会で議決)	61
表 32 届出等による用途別転用の状況 (総会で報告)	61
4 常設審議委員会の意見聴取.....	62
表 33 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案	62
表 34 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	62
表 35 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案	63
表 36 農地法第 5 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	63
5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況	64
表 37 農業委員の活動	64
表 38 農地利用最適化推進委員の活動	66

令和6年度周南市農業委員会事業報告

本市の農業及び農業者の公的代表機関である周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）（以下これらを「委員等」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法、中間管理事業の推進に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、次のとおり、事業を展開した。

1 組織運営

（1） 総会の開催

ア 定例総会の開催

定例総会を毎月1回開催し、農地法第3条（農地等の権利移動の制限）、同法第4条（農地の転用の制限）及び同法第5条（農地等の転用のための権利移動の制限）に規定する許可申請、許可後の事業計画の変更承認申請、許可処分の取消申請、農用地利用集積計画の決定、地域計画の策定に係る意見聴取、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出、令和6年度の最適化活動（農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。）の目標の設定、令和5年度の推進委員等（推進委員及び最適化活動を行う農業委員をいう。以下同じ。）及び委員会の最適化活動の点検・評価、推進委員の辞任の同意、推進委員の委嘱の承認、規則・規程の改正、令和6年度事業計画の策定、令和5年度事業報告の承認等について審議した。

また、相続等による権利取得の届出、市街化区域内にある農地の転用の届出、農地の転用の制限の例外としての届出、県の公共事業の施行に伴う農地等の転用のための権利取得の届出、市街化区域内にある農地等の転用のための権利取得の届出、農地等の転用のための権利取得の制限の例外としての届出、農地改良の届出、農地所有適格法人の報告、農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告、開墾等により新たに農地とする土地の届出、非農地判断（農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）の結果、

非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営等を引き続き行っていることの証明、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答、現況が農地でないことの証明、土地改良事業に参加する資格に係る承認、農地賃借料情報、推進委員の死亡、令和6年度の委員会の予算、令和5年度の委員会の決算等について報告した。

なお、4月開催の定例総会では、年度当初に当たり、市の農林関係部署の職員が出席し、産業振興部長のあいさつ、農業振興課及び農林整備課職員の紹介並びに機構改革に伴う農林部門の組織体制及び両課の令和6年度当初予算の概要についての説明があった。

定例総会の開催日、出席者人数及び議事件数は、次のとおりである。

会議名	開催日	出席者等（人）				議事	
		農業委員	事務局職員	関係部署職員	傍聴人	議案（件）	報告（件）
令和6年第4回総会	4月10日	16	4	9		4	9
第5回総会	5月10日	15	4			3	12
第6回総会	6月10日	17	4	2		5	6
第7回総会	7月10日	18	3	2		6	10
第8回総会	8月13日	17	4			3	10
第9回総会	9月10日	14	4	2		3	6
第10回総会	10月10日	16	4			6	7
第11回総会	11月11日	18	4	2		5	8
第12回総会	12月10日	18	4	2		4	8
令和7年第1回総会	1月10日	16	4			2	7
第2回総会	2月10日	15	4			3	7
第3回総会	3月10日	18	4	4		9	7
合計		198	47	23		53	97

(注) 継続審議の議案は、議案件数に加え、() 内に内数として計上する。

イ 臨時総会の開催

臨時総会は開催しなかった。

(2) 委員全員協議会の開催

毎月の定例総会の終了後に委員全員協議会を開催し、委員会の運営についての協議・調整、農業委員への報告・連絡、農業委員間での意見交換を行った。

総会は、厳粛に議事を進行する場であるのに対して、委員全員協議会は、農業委員同士が自由に意見を述べ合える場、日常活動での疑問点、課題などを水平展開する場とした。

なお、推進委員との情報共有を図るため、配付した資料等は、定例総会の議

案とともに推進委員に送付した。

(3) 地区協議会の開催

次のとおり、各地区協議会を開催し、必要事項について協議した。

会議名	開催日	開催場所	主な協議内容
令和6年第1回 南部地区協議会	7月11日	市役所本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 農地パトロール（利用状況調査）について 農業者年金、全国農業新聞の加入促進について
熊毛地区協議会	7月12日	ゆめプラザ熊毛	
鹿野地区協議会	7月16日	コアプラザかの	
西部地区協議会	7月17日	夜市市民センター	
徳山北部地区協議会	7月18日	長穂市民センター	
令和6年第2回 鹿野地区協議会	10月16日	コアプラザかの	<ul style="list-style-type: none"> 利用権の更新（3月末の農用地等利用集積計画）について 令和7年度以降の利用権設定について
熊毛地区協議会	10月17日	ゆめプラザ熊毛	
西部地区協議会	10月18日	夜市市民センター	
徳山北部地区協議会	10月21日	長穂市民センター	
南部地区協議会	10月23日	市役所本庁舎	

(4) 幹事会の開催

次のとおり、幹事会を開催し、議事運営に関する事項等を協議した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和6年 第2回幹事会	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> 要領の新設について(協議) 周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領 農地関連法の改正について(報告) 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要
第3回幹事会	8月13日	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員の欠員に伴う公募について
第4回幹事会	12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用(届出)に係る事業完了報告等の手続の変更について 目標地図掲載のための同意書の取得について

(5) 広報委員会の開催

次のとおり、広報委員会を開催し、「しゅうなん農業委員会だより」の発行に関する事項等を協議した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和6年 第1回広報委員会	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット設定 記事案の絞り込み 全体像、テーマの設定
第2回広報委員会	6月27日	<ul style="list-style-type: none"> デザインの方向性 記事の方向性、進め方、記事のセレクト
第3回広報委員会	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> 最新の紙面案を確認し気づきを指摘 最終案は委員に郵送し確認

(6) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催

欠員となった推進委員を補充するに当たり、委員会の会長（以下「会長」という。）の求めにより、募集した推進委員候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）及び推進委員候補者に応募した者（以下「応募者」という。）の評価を行うため、次のとおり農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催し、被推薦者及び応募者の評価を行い、評価及びその結果についての意見を会長に報告した。

会議名	開催日	担当区域	被推薦者・応募者の実人数
令和6年 第1回評価委員会	9月25日	第24区 (呼坂)	1人
令和7年 第1回評価委員会	3月24日	第1区 (徳山・大津島)	2人

2 農業委員・農地利用最適化推進委員

(令和7年3月31日現在)

(1) 農業委員

19人

うち認定農業者等7人、女性4人、40代以下0人、中立委員1人、1期目の者5人、通算2期目の者2人、通算3期目の者5人、通算4期目の者2人、通算6期目の者3人、通算9期目の者1人、通算11期目の者1人、推進委員であった者3人、旧制度の農業委員であった者10人

(2) 農地利用最適化推進委員

31人（1人欠員）

うち認定農業者等3人、女性3人、40代以下2人、1期目の者9人、2期目の者8人、3期目の者14人、新制度の農業委員であった者0人、旧制度の農業委員であった者1人

3 事務局体制

(令和7年3月31日現在)

9人

職員構成：事務局長（部次長）1人、事務局次長（課長）1人、事務局次長補佐（課長補佐）1人、主査2人、主任1人、会計年度任用職員（パートタイム）3人

4 活動実績

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

※ 農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

ア 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って実施

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和5年4月1日施行）に従って最適化活動を実施した。

イ 令和6年度の最適化活動の目標の設定及び公表・報告

令和6年3月の委員全員協議会で協議し定めた令和6年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。）及び活動目標（推進委員等が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。）（以下これらを「最適化活動の目標」という。）を、4月総会で、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」として議決・決定の上、市ホームページで公表するとともに、山口県知事に報告した。

ウ 令和6年度の推進委員等の最適化活動の記録

各推進委員等は、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、翌月10日（3月分は3月末日）までに事務局に提出した。

エ 令和5年度の最適化活動の点検・評価及びその結果の公表・報告

(ア) 推進委員等自らによる最適化活動の点検・評価

各推進委員等は、令和5年度中の農業委員会活動記録簿の集計結果に基づき、令和5年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価し、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」として4月末までに事務局に提出した。

(イ) 総会での推進委員等の最適化活動の点検・評価及びその結果の通知

令和5年度の推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、各推進委員等から提出された「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を、6月総会で点検・評価し、議決した上で、その結果を各推進委員等に通知した。

(ウ) 総会での委員会の最適化活動の点検・評価及びその結果の公表・報告

令和5年度の委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、6月総会で「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価し、議決した上で、市ホームページで公表するとともに、周南市長、山口県知事及び山口県農業会議に報告した。

オ 実質化された人・農地プランの実行・実現

人と農地をつなげるため、農地の利用調整、売買・貸借のマッチングを展開した。

カ 市の農業振興課との連携強化

農地等の利用の最適化の推進に当たっては、市の農業振興課との連携を強め、協力して取り組んだ。

(2) 地域計画の策定に向けた協力

周南市長から会長あてに発出された「農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図の素案の作成及び提出について」（令和5年8月2日付け周農林第826号）により、農業経営基盤強化促進法第20条第1項に規定する目標地図の素案を作成し、市へ提出するよう求められた17地区について、次のとおり地域計画の策定に協力して取り組んだ。

ア 令和5年度より先行して地域計画の策定に取り組んでいる12地区

市との協議により徳山北部地区協議会、熊毛地区協議会及び鹿野地区協議会の区域内の大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、八代、高水、勝間、大河内、三丘及び鹿野の12地区では、先行して令和5年度に地域計画の策定に着手し、令和6年度には、市が設ける農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の当該地区の関係者による協議の場（以下「農業者等による協議の場」という。）としての座談会、地域計画案説明会が開催され、その協議の結果を踏まえてまとめられた地域計画に係る意見聴取について令和7年3月総会において審議し、承認した。

なお、勝間地区については、意見聴取が令和7年度にずれ込んだが、4月総会で承認した。

12地区での取り組みは次のとおりである。

(ア) 農業者等による協議の場に参加

令和5年度には、耕作者等の意向把握のためのアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）、目標地図の素案の作成・提出を経て、市に

において、地域計画策定の事前説明会が開催されたが、開催できなかった勝間及び大河内地区の事前説明会は、令和6年度に入って10月8日に、勝間市民センターにおいて2地区合同で開催された。

令和6年度には、次のとおり農業者等による協議の場として、座談会及び計画案説明会が開催されたが、委員等及び事務局職員は、積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを行った。

地区	開催日			開催場所
	座談会 (1回目)	座談会 (2回目)	計画案 説明会	
大向	5月28日	8月28日	12月17日	大向市民センター
大道理	5月27日	9月5日	12月11日	大道理市民センター
長穂	7月22日	9月20日	1月22日	長穂市民センター
須々万	8月26日	11月12日	1月24日	須々万市民センター別館
中須	6月29日	10月26日	1月18日	中須市民センター
須金	8月1日	12月2日	1月20日	須金市民センター
八代	10月22日	12月18日	2月21日	鶴いこいの里交流センター
高水	10月29日	12月19日	2月13日	高水市民センター
勝間	12月13日	1月25日	2月18日	勝間市民センター
大河内	12月9日	—	2月3日	大河内市民センター
三丘	8月23日	11月25日	1月14日	三丘市民センター
鹿野	11月7日	1月15日	2月25日	コアプラザかの

なお、農業者等による協議の場の開催に当たっては、各地区担当の委員等が地域の農業者等へ声かけを行い、市民センターがコミュニティ推進組織や自治会等へ通知や回覧を行うなど、地元住民等に対し開催の周知を図り参加を促した。

(イ) 地域計画の策定に協力

将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標地図を含む。）等を定めた市の「地域計画」の策定に全面的に協力した。

イ 令和6年度より地域計画の策定に取り組んだ5地区

アを除く菊川、夜市、戸田、湯野及び和田の5地区では、令和6年度に着手し、目標地図の素案を作成し、市に提出した。

その後、農業者等による協議の場として地域計画策定の事前説明会や座談会が開催された。

5地区での取り組みは次のとおりである。

(ア) アンケート調査及び目標地図の素案作成

5地区の推進委員の担当区域ごとに、アンケート調査を8月から12月にかけて実施した。

「優先して守るべき農地（案）」を推進委員と農業委員の協議で選定の上、その農地の耕作者を推進委員が訪問する等によりアンケート用紙を配付し、回答してもらって、タブレット端末から直接データを入力した。

その他の農地の耕作者等に対しては、事務局からアンケート用紙を郵送し、返信されたアンケート結果をデータ入力した。

その後、区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、目標地図の素案を作成し、市に提供した。

(イ) 農業者等による協議の場に参加

農業者等による協議の場として、次のとおり、市の農業振興課、各市民センター、山口県周南農林事務所、JA山口県等の関係職員が出席して地域住民への地域計画策定の事前説明会が開催され、その後、座談会も開催されたが、委員等及び事務局職員は、積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを行った。

地区	開催日			開催場所
	事前説明会	座談会 (1回目)	座談会 (2回目)	
菊川	7月18日	3月5日	4月22日	菊川市民センター
夜市	5月13日	2月19日	4月16日	夜市市民センター
戸田	5月16日	2月20日	4月18日	戸田市民センター
湯野	5月17日	2月14日	3月21日	湯野市民センター
和田	8月20日	3月13日	4月21日	和田市民センター

なお、農業者等による協議の場の開催に当たっては、各地区担当の委員等が地域の農業者等へ声かけを行い、市民センターがコミュニティ推進組織や自治会等へ通知や回覧を行うなど、地元住民等に対し開催の周知を図り参加を促した。

(3) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

山口県の「農地法関係事務処理要領（平成28年5月・山口県農林水産部団体指導室）」（以下「旧・県要領」という。）が廃止され、新たに、「農地法関係事務処理要領（令和6年7月・山口県農林水産部農業振興課）」（以下「新・県要領」という。）が策定されたが、新・県要領では、旧・県要領にあった申請書・届出書等の様式が削除され、様式例が示されていなかった。

このことから、本委員会では、周南市農業委員会農地法施行に関する実施

要綱（令和6年8月1日制定）、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱（令和6年12月1日制定）、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年12月1日制定）その他の要綱、要領を新設するとともに、必要に応じて既存の要綱、要領を一部改正し、農地法関係の様式や手続についての必要な事項を整理した。

具体的な活動は次のとおりである。

(ア) 農地等の権利移動に係る許可事務の適正執行（第3条関係）

許可を要する農地等の権利移動（第3条第1項）は、許可申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正を求め、申請書を受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可指令書を交付した。

なお、全部効率利用要件が満たされず、10月総会で不許可とした1件については、不許可指令書を交付した。

また、許可処分の取消申請があったので、許可取消申請書を受理後、議案として総会に提出・審議し、許可の取消しを決定の上、総会を開催した日付で許可処分の取消指令書を交付した。

(イ) 農地等の権利移動に係る届出事務の適正執行（第3条の3関係）

届出を要する相続等による農地等の権利取得（第3条の3）は、届出書が提出されたら事務局で書類審査等を行い、受理を決定し、受理通知書を交付するとともに、受理したことを総会で報告した。

不受理とした事案はなかった。

なお、農地売買等事業（第3条第1項第13号）及び農地中間管理事業（同項第14号の2）による農地等の権利移動の届出はなかった。

また、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱の新設により、1月1日以降は、受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、届出の取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならないこととしたが、該当する届出の取消しはなかった。

(ウ) 農地転用に係る許可事務の適正執行（第4条、第5条関係）

許可を要する農地の転用（第4条第1項）又は農地等の転用のための権利移動（第5条第1項）は、許可申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正を求め、申請書を受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、

原則、総会を開催した日付で許可指令書を交付した。

不許可とした事案はなかった。

なお、都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をするが、次の農用地区域からの除外を除き、該当する事案はなかった。

常設審議委員会の意見聴取を要する農用地区域内農地の転用に係る事案があったので、総会では許可相当と決定し、常設審議委員会の審議・決定後に、農用地区域からの除外の決定があった日付で許可をした。

(エ) 常設審議委員会（山口県農業会議）の意見聴取等（第4条、第5条関係）

委員会の許可を要する面積 30 アールを超える農地、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地の転用、営農型太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める転用事案並びに農地法等で都道府県機構（山口県農業会議）の意見を聴かなければならないとされたものについて、意見聴取事案として常設審議委員会に提出し、審議を求めた。

なお、意見聴取事案以外の許可を要する転用事案については、参考として資料提供した。

(オ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理（第4条、第5条関係）

農地転用許可を受けた転用事業者者に農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示をしてもらった。

また、許可後に事業計画の変更承認申請があったので、事業計画変更承認申請書を受理後、議案として総会に提出・審議し、事業計画の変更を承認の上、総会を開催した日付で事業計画変更の承認指令書を交付した。

なお、許可処分の取消申請はなかった。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに転用事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告することになっている。

地区担当の委員等は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、これらの結果を事務局に報告した。

事務局は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行うこととした。

なお、資材置場等の恒久転用の場合は、転用事業者は工事の完了の報告のあった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を委員会に報告することになっている。

(カ) 農地転用に係る届出事務の適正執行（第4条、第5条関係）

届出を要する市街化区域内にある農地転用（第4条第1項第7号・第5条第1項第6号）、通知若しくは申出を要する山口県の公共事業の施行に伴う農地転用（第5条第1項第1号）又は転用若しくは権利移動の制限の例外としての農地転用（第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条・第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条）の届出は、届出書が提出されたら事務局で書類審査を行い、受理を決定し、受理通知書を交付するとともに、受理したことを総会で報告した。

不受理とした事案はなかった。

（イ）の農地等の権利移動の届出と同様に、1月1日以降は、受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、届出の取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならないこととしたが、該当する届出の取消しはなかった。

(キ) 農地転用届出に係る転用事業の進捗管理（第4条、第5条関係）

周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱の新設により、1月1日以降は、転用事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更届出書を委員会に提出してその受理を得なければならないとしたが、該当する事業計画の変更の届出はなかった。

また、この要綱では、許可案件と同様に、転用事業者が転用事業を完了したときは、事業完了報告書により委員会に報告し、事務局は、提出のあった報告書の写しを地区担当の委員等に送付し現地確認を依頼し、地区担当の委員等は、報告書により事業の完了を現地確認するほか、適宜現地を確認し、それらの結果を事務局に報告することとした。

委員会は、地区担当の委員等からの現地確認の報告、事業完了報告書を提出しない又は事業計画どおり転用事業を行わない転用事業者からの事情聴取、現地調査等により転用事業の進捗状況を把握し、必要な場合には事業計画に従った事業実施の指導等を行うこととした。

(ク) 農地所有適格法人の報告等（第6条関係）

農地所有適格法人から徴収した事業の状況及び法人要件の報告（第6条第1項前段）について、事務局で書類審査を行い、法人要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしている否かを確認した上で、受理したことを総会で報告した。

なお、要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、総会の議決を経て、必要な措置を講ずべきことを勧告（第6条第2項）するとされているが、該当するものはなかった。

(ケ) 農地所有適格法人以外の法人等の報告等（第6条の2関係）

農地所有適格法人以外の法人又は農作業に常時従事すると認められない個人（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）から聴取した使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等の利用状況の報告（第6条の2第1項）について、事務局で書類審査を行い、農地所有適格法人以外の法人等が農地等を借りる場合の追加要件（賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと、法人の場合は業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。）を満たしているか否かを確認した上で、受理したことを総会で報告した。

なお、要件に該当しない場合、農地等を適正に利用していない場合又は当該報告をしない場合には、その旨を農地中間管理機構又は周南市に通知（第6条の2第2項）するとともに、その処理を総会で報告することになっているが、該当するものはなかった。

(コ) 農地パトロール（利用状況調査）の実施（第30条関係）

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査（以下「利用状況調査」という。）を行なわなければならないとされており、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、無断・違反転用の発生防止・早期発見の効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロール（利用状況調査）として、8月頃を実施時期として設定の上、実施した。

実施に当たっての説明会は、次のとおり各地区協議会の中で行った。

地区協議会名	開催日	開催場所
南部地区協議会	7月11日	市役所本庁舎・多目的室
熊毛地区協議会	7月12日	ゆめプラザ熊毛・第2会議室
鹿野地区協議会	7月16日	コアプラザかの・女性活動推進室
西部地区協議会	7月17日	夜市市民センター・2階会議室
徳山北部地区協議会	7月18日	長穂市民センター・大会議室

農地パトロール（利用状況調査）は、調査対象農地、約28,000筆、2,600ヘクタールを現地調査し、利用状況調査票により①1号遊休農地（緑：草刈り等で解消）、②1号遊休農地（黄：基盤整備が必要）、③2号遊休農地（利用の程度が著しく劣っている）、④第33条第1項（耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地）、⑤再生利用が困難な農地、⑥耕作中（1年以内に収穫）、⑦自己保全（維持管理中）に区分し、さらに遊休農地等（①～③、⑤）の現況（遊休化した理由）及び遊休農地等の発生場所を区分した。

なお、令和6年度には、利用状況調査票をOCR化し、入力作業の省力化を図った。

令和6年度の農地利用状況調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
①1号遊休農地(緑)	1,895	1,724,738.39	964	423,734.94	12	6,777.00	2,871	2,155,250.33
②1号遊休農地(黄)	403	397,084.68	317	139,102.48	7	3,035.75	727	539,222.91
③2号遊休農地	52	53,015.17	49	26,687.61	1	2,383.00	102	82,085.78
④第33条第1項								
⑤再生利用が困難	223	136,481.81	194	65,939.07	6	1,599.00	423	204,019.88
⑥耕作中	12,469	16,028,804.53	5,665	2,609,326.55	250	405,871.57	18,384	19,044,002.65
⑦自己保全	2,703	2,471,198.63	1,970	837,445.97	82	45,894.09	4,755	3,354,538.69
①～⑦の合計	17,745	20,811,323.21	9,159	4,102,236.62	358	465,560.41	27,262	25,379,120.24
調査対象の合計	18,359	21,338,622.84	9,189	4,073,709.53	315	436,917.76	27,863	25,849,250.13

(注) 調査対象の合計は、調査開始時点での数値。調査後の転用や現況地目の変更があるため、年度末の遊休・荒廃農地面積とは一致しない。

(サ) 利用意向調査の実施(第32条、第33条関係)

農地パトロール(利用状況調査)の結果、1号遊休農地(緑)、1号遊休農地(黄)又は2号遊休農地とされた農地の所有者には事務局から「利用意向調査書」等を返信用封筒とともに郵送(9月から1月にかけて逐次発送)し、5つの選択肢(①農地中間管理事業を利用、②自ら所有権の移転・賃借権の設定、③自ら耕作、④①～③以外の農業上の利用、⑤農業上の利用を行う意思がない)から選択した農地利用の意向を「農地における利用の意向について(回答書)」に記入してもらい回収した(回答期限は、発送日から1か月程度)。

令和6年度の利用意向調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		その他		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
①農地中間管理事業を利用	362	353,668.65	164	75,635.27	1	2,383.00	1	532.00	528	432,218.92
②自ら所有権の移転、賃借権の設定	84	82,213.00	28	10,141.00					112	92,354.00
③自ら耕作	271	224,512.42	254	113,164.07	7	3,518.00	2	578.00	534	341,772.49
④①～③以外の農業上の利用	101	81,864.52	47	19,604.00	1	1,256.00	1	112.00	150	102,836.52
⑤農業上の利用を行う意思がない	544	510,080.42	277	115,696.72	3	300.75			824	626,077.89
⑥回答なし	989	923,470.23	562	254,692.97	8	4,738.00	3	1,426.00	1,562	1,184,327.20
①～⑥の合計	2,351	2,175,809.24	1,332	588,934.03	20	12,195.75	7	2,648.00	3,710	2,779,587.02
調査対象の合計	2,350	2,174,838.24	1,330	589,525.03	20	12,195.75			3,700	2,776,559.02

(注) 調査対象の合計は、調査開始時点での数値(利用状況調査の①～③の合計)。開始後に転用や現況地目の変更があるため、調査結果の合計(①～⑥の合計)とは一致しない。

(シ) 非農地判断の実施

農地パトロール(利用状況調査)又は日常活動としての農地パトロールにより、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、委員等3人以上と事務局で現地調査をし、非農地判断を行ったが、一部には実施できず、令和7

年度に繰り越したものがあつた。

なお、土地の所有者への非農地通知書の交付、周南市、山口地方法務局周南支局等への非農地通知一覧表による通知及び総会での非農地判断の結果の報告について、一部において令和7年度に回つたものがあつた。

令和6年度の非農地判断の実施及びその結果は、次のとおりである。

区分		非農地判断の実施		非農地判断の結果			
				農地		非農地	
		筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)
登記簿 地目	田	140	74,760.83	41	23,536.02	99	51,224.81
	畑	148	49,654.80	32	17,291.00	116	32,363.80
	その他						
計		288	124,415.63	73	40,827.02	215	83,588.61

(ス) 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

令和4年度より、過去に国の示す非農地判断の手續（事前通知、委員等の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等（非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地をいう。以下同じ。）について、改めて国の示す非農地判断の手續となるよう、補完する処理を行うこととしている。

このうち、農地台帳の現況地目及び課税地目がともに非農地（田又は畑以外）である土地については、土地所有者等が非農地通知書の交付を希望した場合又は会長が必要と認めた場合は、非農地通知書を交付し、非農地であることを総会で報告した。

その他の課税地目が農地（田又は畑）である土地については、準備作業が進まず、非農地判断が開始できなかつた。

(セ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化（第51条関係）

農地パトロール（利用状況調査）及び日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行った。

無断転用の発見後、無断転用の当事者に顛末書の提出を求め、総会に諮って追認許可をした。

なお、令和4年度に発生し、刑事訴訟法による告発をしたが令和6年3月27日付けで不起訴処分（起訴猶予）となつた違反転用事案については、毎月現地確認を行っているが、工事は止まつたままで、その後の進展はない。

(ソ) 農地の賃貸料情報の提供（第52条関係）

令和6年分として、1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（調査対象賃貸借件数 360 件）を集計し、その平均値を求めた 10 アール当たりの賃借料水準（平均額）を2月総会に報告の上、2月10日に公表した。

(タ) 農地台帳の点検・整備・管理（第52条の2関係）

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に市の固定資産課税台帳との照合（毎年1回、5月から8月の間）及び市の住民基本台帳との照合（毎月1回）を実施するほか、利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するとともに、委員会の日常的な事務処理、委員等の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正するなど、適正に管理した。

令和7年3月31日現在の農地台帳における分類別の筆数及び面積は、次のとおりである。

区分	筆数 (筆)	面積 (㎡)	
農地	田	24,602	25,453,699.15
	畑	15,331	6,304,783.63
	樹園地	442	531,409.44
	計	40,375	32,289,892.22
採草放牧地	68	350,014.00	
農業用施設	168	31,174.35	
非農地	66,162	30,395,770.40	
計	106,773	63,066,850.97	

(チ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出があったので、事務局で書類審査を行い、受理を決定し、受理通知書を交付するとともに、受理したことを総会で報告した。

不受理とした事案はなかった。

要綱の一部改正により、1月1日以降は、受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る行為の全部又は一部を廃止したときは、農地改良の届出の取消願を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならないこととしたが、届出の取消しはなかった。

また、同様に、農地改良の内容を変更しようとするときは、あらかじめ農地改良変更届出書を委員会に提出してその受理を得なければならないとしたが、該当する農地改良の内容の変更の届出はなかった。

(ツ) 開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理

山林、原野その他の土地について農地台帳に登載されていない土地又は農地台帳に登載されている農地以外の土地（(テ)の非農地とした土地を除く。）を開墾等により農地としたことについて、耕作届が提出されたので、委員等の3人以上と事務局で現地調査を行い、非農地判断をした結果、農地であったので、農地台帳に新たに農地として登載し、その旨を記載した現地確認通知書を交付するとともに、総会で報告した。

(テ) 非農地とした土地の農地再生に係る事務処理

農地転用、非農地通知書の交付、非農地証明書の交付又は非農地扱いにより非農地とした土地を再び耕作して農地としている場合には、所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）は、耕作再開届により委員会に届け出ることをしているが、該当する届出はなかった。

(ト) 土地の現況等についての照会に対する回答

登記簿上の地目が農地等である土地の現況等について法務局の登記官、執行裁判所、弁護士会等からの照会に対し、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員の3人以上と事務局での現地調査により非農地判断又は現況確認を行い、その結果を回答することになっているが、山口県弁護士会から照会があったので回答した。

(ナ) 農地等の買受適格証明（第3条、第5条関係）

民事執行法の規定による競売又は国税徴収法の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された第3条又は第5条に規定する許可を要する農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局と地区担当の農業委員で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、農地等の買受人となった場合は許可が得られるものであることを証明するものであるが、該当する買取適格証明願いはなかった。

なお、買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を確認し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告することになっているが、該当するものはなかった。

また、競売等に付された第5条第1項第6号に規定する届出を要する市街化区域内にある農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、農地等の買受人となった場合は届出受理が得られるであることを証明し、その旨を総会で報告することになっているが、該当するものはなかった。

(二) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告した。

イ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定事務

令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農用地利用集積計画は廃止となったが、経過措置により地域計画が策定される(令和7年3月31日)までの間は、改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。)に基づく農用地利用集積計画による利用権制度が継続されることとなった。

農用地利用集積計画による利用権の設定事務では、推進委員が地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、貸し手、借り手の意向確認をして「農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書」を作成し、市へ提出した。

令和6年度は、旧農業経営基盤強化促進法により利用権が設定できる最後の年度であり、市では、新規分申出書の提出締切を4月末、7月末、10月末、1月10日の年4回、更新分申出書の提出締切を1月10日とし、それぞれ7月1日、10月1日、12月27日、3月31日付けで農用地利用集積計画の公告を行った。

委員会では、更新分の事務処理に当たっての説明会を、次のとおり各地区協議会の中で行った。

地区協議会名	開催日	開催場所
鹿野地区協議会	10月16日	コアプラザかの・女性活動推進室
熊毛地区協議会	10月17日	ゆめプラザ熊毛・第2会議室
西部地区協議会	10月18日	夜市市民センター・2階会議室
徳山北部地区協議会	10月21日	長徳市民センター7・大会議室
南部地区協議会	10月23日	市役所本庁舎・共用会議室E

当日は、説明会に出席した農業振興課の職員により、令和7年度以降の農地中間管理機構を通じた農用地利用集積等促進計画による利用権設定についての説明があった。

なお、令和6年度の新規・更新別の申出件数は、次のとおりである。

区分	新規	更新	合計
申出件数(件)	165	277	442

また、令和6年度の新規・更新の手続を含む令和7年4月1日現在の利用権設定の状況は、次のとおりである。

区分	筆数 (筆)	面積 (㎡)
田	3,723	5,935,704.27
畑	247	258,924.03
樹園地	16	50,928.00
計	3,986	6,245,556.30

(イ) 農用地利用集積計画の決定

地域計画が策定されるまでの間、経過措置として、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、6月、9月、12月及び3月の総会で審議し決定した。

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 旧農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画の認可の通知受理

令和5年4月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農用地利用配分計画は廃止となったが、経過措置により地域計画が策定される（令和7年3月31日）までの間は、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律」という。）の規定による農用地利用配分計画は継続されることとなった。

旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づき、山口県知事より農地中間管理機構の農用地利用配分計画を認可した旨の通知があったのでこれを受理した。（6月、9月、12月、2月）

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取（第13条関係）

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外・編入・非農地判定分）については、事務局と地区担当の農業委員で現地調査（除外及び編入に限る。）を行い、総会で審議し、意見を周南市長に回答した。

オ 土地改良法関係活動

(ア) 土地改良事業に参加する資格に係る承認、認定等（第3条関係）

賃貸借等した農用地の所有者から土地改良事業に参加すべき旨の申出があったときの当該申出の承認（第3条第1項第2号）、賃貸借等した農用地以外の土地の耕作者等が土地の所有者の同意を得て土地改良事業に参加すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同条第1項第4号）、賃貸借等した農用地の耕作者等で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の所有者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同条第2項前段）、賃貸借等した農用地以外の土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが農用地の使用及び収益をする者の同意を得てその資格を交替すべき旨を申し出たときの当該申出書の受理（同項後段）、農用地の一時貸付けに係る土地改良事業の参加資格の認定（同条第3項）又は農地中間管理機構の借受農用地に係る土地改良事業の参加資格の認定（同条第4項）を行った場合は、その旨を総会で報告することとしている。

賃貸借等した農用地の所有者から土地改良事業に参加すべき旨の申出があったので、当該申出を承認することを決定し、公告するとともに、申出者及び耕作者へ通知し、その旨を総会で報告した。

カ 租税特別措置法関係活動

(ア) 納税猶予に関する適格者証明（第70条の4、第70条の6関係）

生前一括贈与又は相続により取得した農地等について、贈与税又は相続税の納税猶予の適用（第70条の4第1項・第70条の6第1項）を受けるための贈与税又は相続税の納税猶予に関する適格者証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明することになっているが、該当する適格者証明願いはなかった。

(イ) 納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営等を引き続き行っていることの証明（第70条の4、第70条の6関係）

贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いはなかったが、令和6年度に証明願いにより引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付したことを5月の総会で報告した。

相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったので、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告した。

(ウ) 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答（第70条の4、第70条の6関係）

贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての税務署から照会はなかった。

相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての税務署からの照会があったので、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告した。

キ 地方税法関係活動

(ア) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明（附則第12条関係）

生前一括贈与により取得した農地等について、不動産取得税の徴収猶予の適用（附則第12条第1項）を受けるための不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出・審議・決定し、適格者であることを証明することにしているが、該当する適格者証明願いはなかった。

(イ) 不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営等を引き続き行っていることの証明（附則第12条関係）

生前一括贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等について、農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明願いにより、事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、引き続き農業経営、特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っている旨の証明書を交付した上で、総会で報告することになっているが、該当する証明願いはなかった。

(4) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見について、委員等に意見案の提出を求め、次のとおり、要望意見項目を取りまとめ、「令和7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」として調製の上、11月総会で審議・決定し、11月20日に周南市長に「意見書」を提出した。

要望意見項目	
1	担い手への農地利用の集積・集約化
	(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
	(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

2	遊休農地の発生防止・解消
	(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
	(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援
	(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進
	(4) 鳥獣被害防止対策の推進
3	新規参入の促進
	(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進
	(2) 若者が新規参入できる支援体制の整備
	(3) 下限面積要件の撤廃に伴う新規就農者の受け入れ推進
4	その他
	(1) 高温化に対応した作物への移行
	(2) 「農用地利用集積等促進計画」による利用権設定へのスムーズな移行
	(3) 太陽光発電施設と地域コミュニティの受容性との調和
	(4) タブレット端末の完全導入
	(5) 「農業委員会だより」の年2回発行

周南市長からは、令和7年1月6日付け文書により回答があった。

イ 新規参入相談会への参加

次のとおり、地域農林水産業を支える新たな担い手を確保するため、農業大学校学生や就業希望者に対して農林水産業への就業イメージ作りや県内求人法人、研修制度等の情報を提供する「やまぐち農林水産業新規就業ガイダンス」（主催：公益財団法人やまぐち農林振興公社）へ、相談ブースを設け、出展した。

開催日	相談会名	開催場所
8月4日	令和6年度第1回 やまぐち農林水産業新規就業ガイダンス	山口市・山ログランド ホテル

ウ 令和6年度の最適化活動の目標の設定・公表（再掲）

「令和6年度最適化活動の目標設定等」をまとめ、4月総会で議決し、市ホームページで公表した。

エ 令和5年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表（再掲）

「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をまとめ、6月の総会で議決し、市ホームページで公表した。

オ 規則、規程、要綱、要領等の整備

次のとおり、規則、規程、要綱及び要領を整備した。

(ア) 規則

題名	区分	施行日
周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則	一部改正	令和7年 6月1日

(イ) 規程

題名	区分	施行日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	10月10日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	10月10日

(ウ) 要綱

題名	区分	施行日
周南市農業委員会事務局長等専決要綱	一部改正	10月10日
周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱	一部改正	8月1日
周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱	新設	8月1日
	一部改正	1月1日
周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱	新設	1月1日
周南市農業委員会指令書等の指令番号及び受理通知書等の文書番号に関する要綱	新設	1月1日
周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱	一部改正	4月1日
	一部改正	10月10日
	一部改正	1月1日
周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	新設	1月1日
周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱	一部改正	8月1日
	一部改正	10月10日
	一部改正	1月1日
周南市農業委員会一時転用地に係る農地への復元に関する要綱	新設	1月1日
周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱	一部改正	10月10日
	一部改正	1月1日
周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	一部改正	2月1日
周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱	一部改正	3月1日
周南市農業委員会申請等に係る本人確認の手続等に関する取扱要綱	新設	1月1日

(エ) 要領

題名	区分	施行日
周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領	全部改正	3月1日
周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領	新設	8月1日
	一部改正	2月1日
周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領	一部改正	8月1日
周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領	新設	10月10日
周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領	新設	10月10日
周南市農業委員会買受適格証明に係る事務処理要領	新設	12月1日

周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領	新設	12月1日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	3月1日
周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領	新設	2月1日

(オ) (参考) 周南市の規則

題名	区分	施行日
周南市農業委員会の委員の選任に関する規則	一部改正	令和7年 6月1日

カ 農業委員・推進委員・事務局の情報の共有化

毎月開催の委員全員協議会で、国からの資料、山口県からの資料、全国農業会議所からの資料、山口県農業会議からの資料等を農業委員に配付するとともに、同じものを推進委員にも送付することで、農業委員・推進委員・事務局職員の情報共有ができ、意識・知識の向上が図れた。

配付・送付した主な資料は、次のとおりである。

配付月	配付した資料等	資料の発出元等
4月	農地利用最適化交付金の活用促進について	農林水産省
	「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」推進要領(改訂版)	全国農業会議所 山口県農業会議
	太陽光発電設備に係る農地転用の方針	事務局
	資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて	農林水産省
	お知らせ・資材置場等目的での農地転用許可について	事務局
5月	農業委員会活動記録簿・農業委員会活動記録簿のつけ方・農業委員会活動記録簿「活動項目」の解説・「見たこと」「聞いたこと」をどんどん記帳しましょう!・活動記録簿の記帳を徹底するために	事務局
	「地域計画の策定」に向けた委員活動～地域と農業委員会で目標地図【未来地図】の素案を作ろう～	全国農業会議所
	2025年農林業センサス調査に係る協力依頼について	全国農業会議所
6月	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて	山口県農業会議
	5月24日発行の全国農業新聞に掲載された「ワインツーリズムに挑戦」の記事(本委員会提供)	全国農業会議所
	6月7日発行の全国農業新聞に掲載された本市推進委員の投稿	全国農業会議所
7月	食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律について(抜粋)	農林水産省
	食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案—農業者等が真に望む施策の展開— 〈令和6年度政策提案における要請のポイント〉 (令和6年度全国農業委員会会長大会決議)	全国農業会議所

	第1回 地区協 議会	令和6年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領	全国農業会議所 山口県農業会議
		利用状況調査票（OCR化したサンプル）	事務局
		2024年度版 農業者年金 年金の仕組みと メリット	全国農業会議所
		全国農業新聞購読申込書	全国農業会議所
8月	令和6 年度農 業委員 及び農 地利用 最適化 推進委 員等研 修会	農地利用最適化推進委員（第24区・呼坂）の推薦の 求め・募集から委嘱までの流れ	事務局
		委員等から提出された農地等利用最適化推進施策の改 善に関する意見（山口県農業会議用）	事務局
		令和7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関す る意見（本委員会用）	事務局
		食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利 用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の 一部を改正する法律について(全文)	農林水産省
		2024年度 農業委員会業務必携 91号	全国農業会議所
	農地利 用の最 適化に ついて	「地域計画の策定」に向けた委員 活動	全国農業会議所
		地域計画と各種補助事業等の連携 状況（令和5年度、令和5年度補 正）	農林水産省
		地域計画策定後は機構の活用を勧 めよう	
		農業委員・推進委員の最適化引継 ぎマニュアル	全国農業会議所
		非農地判断マニュアル	全国農業会議所
		山口県の新規就農者の推移	
		営農型太陽光発電設備について	農林水産省
		営農型太陽光発電の実務用Q&A	農林水産省
		令和6年度農業委員の取組事例に ついて	山口県農業会議
		令和6年度農地利用最適化推進委 員の取組事例について	山口県農業会議
		農業委員・農地利用最適化推進委 員数と女性委員登用率	山口県農業会議
		山口県の家族経営協定の推移・市 町別の家庭経営協定数	
		活動記録簿 記録ガイド	全国農業会議所
		義務化されました！相続登記の申請	全国農業会議所
		2024年度版 農家相談の手引	全国農業会議所
		農業者年金制度と加入推進 2024年度版	全国農業会議所
		農業者年金の加入推進について	山口県農業会議
情報提供活動の推進について	山口県農業会議		
進めよう！ 地域計画	全国農業会議所		
今こそ農業委員会に女性の力を！	全国農業会議所		
農業者年金加入推進事例集 vol.16	全国農業会議所		
2024年度版 農業者年金 年金の仕組みと	全国農業会議所		

		メリット	
		全国農業新聞購読申込書	全国農業会議所
		全国農業新聞を読もう！！紙面徹底解説パンフレット 2024年度版	全国農業会議所
		図書目録 2024年第2版	全国農業会議所
9月		意向把握調査（アンケート）へのご協力のお願（南部地区、西部地区）	事務局
10月	第2回地区協議会	令和7年度に向けた山口県の農業施策に関する意見書	山口県農業会議
		利用権設定の手引き	事務局
		令和7年度以降の利用権設定について	農業振興課
		従来と新制度の比較表	農業振興課
		利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（サンプル）	山口県農地中間管理機構
		「機構契約（一括方式）」に関するQ&A	農業振興課
11月		農地取得の窓口対応マニュアル	全国農業会議所
12月		令和7年1月1日から農地転用に係る事業完了報告等の手続を変更します	事務局
		目標地図掲載のための同意書取得のお願い	農業振興課
		「もしも」にそなえる、あなたへのエール。（収入保険の概要と見直し、農業保険の状況、NOSA Iの取り組み）	山口県農業共済組合
1月		要請書（新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要請 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進に関する申し合わせ）	全国農業会議所
		市長からの「令和7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書について（回答）」	秘書課
		1月1日発行の全国農業新聞に掲載された「山口県・周南市」の記事（農業委員会ネットワーク通信）	全国農業会議所
2月		農地利用最適化推進委員（第1区 徳山・大津島）の推薦の求め・募集から委嘱までの流れ	事務局
		農業委員会組織をめぐる情勢について	全国農業会議所
		利用状況調査に伴う非農地判断の対象筆数	事務局
		「事業進捗状況等確認書」の「適宜の確認」欄について（補足説明）	事務局
3月		令和7年度最適化活動の目標設定等	事務局
		最適化活動の自己点検評価実施マニュアル	事務局
		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱の一部を改正する要綱	事務局
		令和7年度周南市農業委員会定例会の開催日等	事務局

キ デジタル化の推進

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、デジタル化を推進することとし、国の令和3年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、令和4年度に導入したタブレ

ット端末を、先行して目標地図の素案作成に取り組む徳山北部地区、熊毛地区及び鹿野地区の推進委員 19 人に貸与し、令和 6 年度には南部地区、西部地区の推進委員に引き継いで、貸与した。

全委員等にタブレット端末が行き渡るように、不足する台数分の導入経費について、令和 5 年度当初予算、令和 6 年度当初予算、令和 7 年度当初予算と 3 年度に渡り予算要求をしたが、ついに、令和 7 年度当初予算として予算措置がなされた。

ク 事業報告の作成・公表

令和 5 年度終了後、一年間の総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、委員等の活動状況等を「令和 5 年度周南市農業委員会事業報告書」としてまとめ、7 月総会での承認後、市ホームページで公表し、活動状況や成果の見える化を図った。

ケ 欠員となった推進委員の補充

辞任により欠員となった第 24 区(呼坂)の推進委員の補充及び死亡により欠員となった第 1 区(徳山・大津島)の推進委員の補充を行った。

その経過等は、次のとおりである。

内 容		第 24 区 (呼坂)	第 1 区 (徳山・大津島)
総会で辞任の同意(死亡の報告)		8 月 13 日	2 月 10 日
ホームページで募集について公開		8 月 14 日	2 月 12 日
募集受付の開始		8 月 14 日	2 月 12 日
「しゅうなん農業委員会だより」に掲載		9 月 1 日	—
「広報しゅうなん」に掲載		—	3 月 1 日
ホームページで中間時点での情報を公表		9 月 2 日	3 月 3 日
募集の締切		9 月 13 日	3 月 13 日
応募等の状況	被推薦者・応募者の実人数	1 人	2 人
	推薦・応募の内訳	個人推薦	1 人
		団体推薦	
	応募	1 人	2 人
ホームページで最終時点での情報を公表		9 月 18 日	3 月 18 日
評価委員会を開催		9 月 25 日	3 月 24 日
推薦者・応募者へ結果を通知		9 月 27 日	3 月 25 日
ホームページで結果を公表		9 月 27 日	3 月 25 日
総会で委嘱を議決		10 月 10 日	4 月 10 日
委嘱状交付式		10 月 10 日	4 月 14 日

(5) 研修活動

ア 全国農業会議所・山口県農業会議主催の研修会等へ出席

次のとおり、全国農業会議所・山口県農業会議が主催する研修会等へ出席

し、個々の資質の向上を図った。

なお、事務局職員が出席したものは、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
5月21日	農業委員会事務局長会議	山口市・山口県自治会館
6月5日	農業者年金業務担当者会議	山口市・JAビル
7月1日	農業委員会サポートシステム等利用促進研修会	山口市・防長苑
7月2日	食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律に関する Web 説明会（主催：全国農業会議所）	オンライン会議
7月5日	山口県農業委員会職員研究会通常総会及び研修会	山口市・防長苑
8月2日	農業者年金記録管理システム研修会	山口市・JAビル
8月19日	農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（周南市・下松市合同）	周南市役所 1階多目的室
8月23日	第1回農業者年金加入推進特別研修会	山口市・KAMEFUKU
10月1日	山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会（中部ブロック）	阿武町・阿武町町民センター
11月7日 11月8日	中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会	鳥取県米子市
11月25日	第2回農業者年金加入推進特別研修会	山口市・防長苑
12月3日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会	山口市・山口県総合保健会館
12月3日	山口県農業委員会女性協議会第2回役員会	山口市・山口県総合保健会館
12月19日	農業者年金業務担当者研修会	山口市・JAビル
1月28日	農業委員会会長会議	山口市・山口県総合保健会館
2月21日	山口県農業委員会職員研究会研修会	山口市・山口県総合保健会館
2月26日	山口県農業委員会女性協議会第3回役員会	山口市・山口県自治会館
3月24日	山口県農業委員会女性協議会第2回研修会	山口市・防長苑

イ 中国四国農政局・山口県農業振興課主催の研修会等へ出席

次のとおり、中国四国農政局・山口県農業振興課が主催する研修会等へ出席し、個々の資質の向上を図るとともに、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
7月22日	「相続登記の義務化と所有者不明農地制度」研修会（主催：中国四国農政局）	オンライン会議
7月23日	地域計画の円滑な策定に向けた情報交換会	山口市・山口県庁

ウ やまぐち農林振興公社農地中間管理部主催の研修会等へ出席

次のとおり、公益財団法人やまぐち農林振興公社の農地中間管理部が主催する研修会等に出席し、個々の資質の向上を図るとともに、事務局内で情報を共有し、研修成果を水平展開した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
6月11日	農地中間管理事業に係る事務手続き説明会及びシステム研修会	山口市・山口県セミナーパーク

エ 研修会の開催

次のとおり、独自の研修会として、タブレット端末を貸与した南部地区及び西部地区の推進委員を対象に、「タブレット研修会」を開催した。

開催日	研修会等の名称	開催場所
8月5日	タブレットの操作方法研修会	周南市役所本庁舎

また、7月及び10月開催の各地区協議会での農地パトロール（利用状況調査）説明会及び利用権設定事務説明会は、説明のみならず意見交換も行き、研修の場でもあった。

オ 図書、リーフレット等の配付（再掲）

全国農業会議所編集・発行の図書、リーフレット、パンフレットを委員等の全員に配付することにより、自己研鑽し、資質の向上が図られ、農業者に対する情報提供活動に活用できた。

(6) 情報提供活動

ア 「しゅうなん農業委員会だより」第2号を発行

農業委員会の活動を、農業者及び一般の市民の方々に、より身近で見える活動として伝えるために、独自の広報紙「しゅうなん農業委員会だより」第2号を9月1日に発行し、市の「広報しゅうなん」と一緒に全戸配布した。第2号の内容は、次のとおりである。

第2号	<ul style="list-style-type: none">・地域計画<ul style="list-style-type: none">「地域計画」って何だろう？あなたと地域計画の関わり農業者や地域の皆さんで考えていくもの・農地中間管理事業による貸し借り（権利設定）・相続登記の義務化・農業委員会に寄せられる質問にお答えします！・農業委員会からお知らせ<ul style="list-style-type: none">農業委員会総会は毎月10日に市役所本庁で行なっています。現在、農地の様子を見て回る利用状況調査を実施中です。農地利用最適化推進委員（第24区・呼坂）を募集中・編集後記
-----	---

イ 市広報による情報提供

次のとおり、広報「しゅうなん」に掲載した。

号	内容
8月号	情報ひろば〔お知らせ〕 農地の利用状況調査
11月号	情報ひろば〔お知らせ〕 農業委員会からのお知らせ ・利用権の設定（農地の貸し借り） ・農業者年金
12月号	情報ひろば〔お知らせ〕 農地利用最適化委員の決定（第24区）
2月号	農地の貸し借りの制度が変わります（農業振興課）
3月号	情報ひろば〔募集〕 農地利用最適化委員（第1区 徳山・大津島）

ウ 市ホームページによる情報提供

次のとおり、農業委員会のページを更新した。

令和6年度に更新した項目等	
農地法関係の手続き	
農業委員会様式集 各種様式を全面的に更新 周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱	
農地改良届出について 周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱を更新 様式を更新	
過去に非農地とした土地などに非農地判断を実施します 適用範囲を更新	
農地の賃借料情報 周南市賃借料情報（令和6年分）	
農業委員会お知らせ	
周南市農業委員会の事業計画・事業報告 令和6年度の事業計画 令和5年度の事業報告	
周南市農業委員会総会の議事録（開催日の1か月後に公表） 令和6年（2024）年3月11日開催総会会議録から 令和7年（2025）年2月10日開催総会会議録まで	
農業委員会事務の実施状況 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 令和6年度最適化活動の目標の設定等	
農業委員会名簿 農地利用最適化推進委員名簿（区域番号順）	
農業委員会による意見の提出 令和7年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見	
農業委員会定例総会の開催日等 令和7年度・定例総会の開催日等	
非農地判断／非農地通知についてご案内します 非農地判断のための調査（よくあるお問い合わせ） 非農地通知（「非農地」となった場合の取り扱い） 非農地判断を取り消したいとき	

<p>広報紙「しゅうなん農業委員会だより」を掲載しています しゅうなん農業委員会だより第2号</p>
<p>(終了) 意向把握調査(地域計画作庭のためのアンケート)を実施しています</p>
<p>(終了) 農地利用最適化推進委員を募集します(第24区及び第1区) 中間時点の推薦・応募の情報を公表します 最終時点の推薦・応募の情報を公表します</p>
<p>(終了)【農業委員会事務局】会計年度任用職員(事務補助)を募集します</p>

エ 「ACS通信」での庁内グループウェアによる情報提供の廃止

市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、市民からの相談の際の適切な対応や事務局への迅速な連絡ができるようにするため、令和3年6月に創刊し、庁内グループウェアの掲示板に掲載した「ACS通信」(ACSとは、農業委員会事務局の英語表記(Agricultural Commission Secretariat)の頭文字)は、令和6年1月の第25号を最後に、令和6年度には発行していない。

この間、令和6年9月から「しゅうなん農業委員会だより」を発行・全戸配布し、市ホームページにも掲載していることや「ACS通信」の創刊号から第25号までを通して委員会の業務に対する市職員の理解が深まったことなどから、「ACS通信」はその役割を終え廃刊した。

(7) 日常活動

ア 農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況把握に努めた。

また、無断・違反転用を発見し、事務局において適正指導を行った。

イ 農業者との情報交換

各地区協議会での「農業者等との意見交換会」は行わなかったものの、農地パトロール中の出合いや地域での話し合いの中で、農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案した。

(8) その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図った。

なお、本市は、「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」の令和6年度の目標達成(新規加入者数若者の部)

により3月28日に山口県農業会議会長より表彰された。

農業者年金の加入者数は、次のとおりである。

区分	令和5年度末(人)	令和6年度中の増減		令和6年度末(人)
		新規加入者(人)	資格喪失・取消(人)	
男	9	1		10
女	10		1	9
計	19	1	1	19

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行った。

国有農地の管理状況は、次のとおりである。

管理面積		管理状況					
		農耕貸付		未貸付		転用貸付	
筆数(件数)	面積(m ²)						
6	3,702.00	1	193.00	4	3,203.00	1	306.00

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めた。

全国農業新聞の購読申込部数は、次のとおりである。

令和5年度末(部)	令和6年度中の増減		令和6年度末(部)
	新規申込(部)	廃止(部)	
106	6	12	100

また、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供するなどをし、次の記事が掲載された。

掲載日	内容
5月24日	【中国版】〔ワインツーリズムに挑戦 今は栽培に力を注ぐ〕 「将来のワイン造りに向けて、まずはブドウ、梨を安定しておいしく作りたい」と話す、須金の日の出農園の経営者の藤村龍平さん、明日実さん夫婦を紹介。夫婦の夢はワインが飲めて滞在しながら周辺地域を観光するといったワインツーリズムを周南市で実現すること。「興味があることはやらないと気がすまない。やりたいことを言葉にして、一つ一つ夢を実現していきたい」と二人は熱く語った。(周南市農業委員会)
1月1日	【農業委員会ネットワーク通信】〔地域の農地は自ら守る 山口・周南市〕

	<p>11月12日に開催の須々万地区の地域計画策定の座談会を山口県農業会議の担当者が現地取材し、後日、市の農業振興課と事務局が取材に応じたもの。人・農地プランの策定時の反省を踏まえ、できるだけ丁寧な説明と話し合いに力を入れるため、市、農業委員会、県農林水産事務所、県農林振興公社、JAが緊密に連携した取り組みをしていることを紹介。座談会では、意欲的な発言も見られ、以前は農業者が集まる機会がなかったが、みんなで地図を見ながら話し合うことで、守るべき農地も明らかになり、農地の貸し借りの話も進みやすくなる。地域計画策定後も協議の場を毎年開き、継続的に見直していく予定</p>
--	--

5 まとめ

(1) 許可書、届出書等の様式を委員会の要綱・要領で規定

4(3)アに記載のように、令和6年7月に策定された新・県要領では、旧・県要領にあった申請書・届出書等の様式が削除され、様式例が示されておらず、様式の根拠となるものがなくなったことから、本委員会では、新たに要綱や要領を設け、その中で、許可書、届出書等の様式を規定した。

既存の要綱・要領についても一部改正を行ない、必要な様式の整備を行った。

これらの整備した様式のうち、提出してもらうものについては、市ホームページの農業委員会のページの「農業委員会様式集」を更新し、PDFファイルとWordファイルの両方を搭載した。

(2) 農地転用の届出に係る事業完了報告書の提出を義務化

これまで、農地転用の許可を受けた転用事業者には、転用事業の途中では「事業進捗状況報告書」の提出を、転用事業が完了した際には「事業完了報告書」の提出を求めていたが、4(3)ア(キ)に記載のように、令和7年1月1日から、農地転用の届出をした転用事業者にも「事業完了報告書」の提出を義務化した。

また、一時転用に係る届出については、許可案件と同様に「原状回復誓約書」を提出していただき、許可・届出の事業完了報告書の中で農地への復元の状況を求めることとした。

(3) 12地区の地域計画を策定

4(2)アに記載述のように、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、八代、高水、勝間、大河内、三丘及び鹿野の12地区については、令和5年度に委員会によりアンケート調査を実施し、目標地図の素案を作成し、市へ提出したが、市では、農業者等による協議の場として、令和5年度の地域計画策定の事前説明会、令和6年度に入ってから2回の座談会、地域計画案説明会を開催され、委員等及び事務局職員は、積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを行った。

その協議の結果を踏まえてまとめられた地域計画に係る意見聴取が委員会にあり、令和7年3月総会において審議し、承認した。

その後、公告の手続を経て12地区の地域計画が完成した。

(4) 5地区で地域計画の策定作業を進行中

4(2)イに記載のように、菊川、夜市、戸田、湯野及び和田の5地区では、令和6年度に入って、委員会においてアンケート調査を実施し、目標地図の素案を作成し、市へ提出した。

市では、農業者等による協議の場として地域計画策定の事前説明会や座談会を開催されたが、委員等及び事務局職員は、積極的に参加し、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを行った。

地域計画案説明会が、令和7年6月中に開催され、その後、協議の結果を踏まえてまとめられた地域計画に係る意見聴取が委員会にある。

(5) 農用地利用集積計画の終了

4(3)イ(ア)に記載のように、令和6年度末をもって市が策定する農用地利用集積計画が終了した。

農用地利用集積計画による利用権の設定事務では、推進委員が地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、貸し手、借り手の意向確認をして「農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書」を作成し、市へ提出していたが、令和7年度からは、農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画となり、原則的には市の農業振興課が調整することとなった。

委員会の総会での議決は、農用地利用集積計画の決定から農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取となる。

(6) 令和7年度へ向けて

この一年間、「チーム農業委員会」として、公平、公正で明るく開かれた信頼される組織運営に努めた。

今後とも、「チーム農業委員会」は、ワンチームとして情報を共有し、行動を一つに、本市の農業及び農業者の公的代表機関として、「現場主義」を第一に農業者の声に耳を傾け、寄り添う活動を推進する。

6 年間活動実績表

(日常活動を除く。)

月	日	項目
4月	10日	令和6年第4回総会・委員全員協議会
		「令和6年度最適化活動の目標設定等」を公表
		「令和6年度周南市農業委員会事業計画書」を公表

	30日	第97回常設審議委員会へ出席（会長）
5月	10日	令和6年第5回総会・委員全員協議会
	13日	地域計画策定の事前説明会（夜市地区）
	16日	地域計画策定の事前説明会（戸田地区）
	17日	地域計画策定の事前説明会（湯野地区）
	21日	農業委員会事務局長会議へ出席（事務局長）
	27日	第98回常設審議委員会へ出席（会長）
		地区の農業の未来を考える座談会（大道理地区・1回目）
	28日	地区の農業の未来を考える座談会（大向地区・1回目）
30日	令和6年第1回広報委員会	
6月	5日	農業者年金業務担当者会議へ出席（事務局）
	10日	令和6年第6回総会・委員全員協議会
		「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」を公表
	11日	農地中間管理事業に係る事務手続き説明会及びシステム研修会へ出席（事務局）
	27日	令和6年第2回広報委員会
	28日	第99回常設審議委員会へ出席（会長・事務局）
山口県農業会議第11回総会へ出席（会長）		
29日	地区の農業の未来を考える座談会（中須地区・1回目）	
7月	1日	農業委員会サポートシステム等利用促進研修会へ出席（事務局）
	2日	食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律に関するWeb説明会にオンライン参加（事務局）
	5日	山口県農業委員会職員研究会通常総会及び研修会へ出席（事務局）
	10日	令和6年第2回幹事会
		令和6年第7回総会・委員全員協議会 「令和5年度周南市農業委員会事業報告書」を公表
	11日	令和6年第1回南部地区協議会 農地パトロール（利用状況調査）説明会
	12日	令和6年第1回熊毛地区協議会 農地パトロール（利用状況調査）説明会
	16日	令和6年第1回鹿野地区協議会 農地パトロール（利用状況調査）説明会
	17日	令和6年第1回西部地区協議会 農地パトロール（利用状況調査）説明会
	18日	令和6年第1回徳山北部地区協議会 農地パトロール（利用状況調査）説明会
		地域計画策定の事前説明会（菊川地区）
	22日	「相続登記の義務化と所有者不明農地制度」研修会へオンライン参加（事務局）
		地区の農業の未来を考える座談会（長穂地区・1回目）
	23日	地域計画の円滑な策定に向けた情報交換会へ出席（事務局）
令和6年第3回広報委員会		
29日	第100回常設審議委員会へ出席（会長・事務局）	
8月	1日	地区の農業の未来を考える座談会（須金地区・1回目）
	2日	農業者年金記録管理システム研修会へ出席（事務局）

	4日	令和6年度第1回やまぐち農林水産業新規就業ガイダンスへ参加（会長・事務局）
	5日	タブレットの操作方法研修会
	13日	令和6年第3回幹事会
		令和6年第8回総会・委員全員協議会
	19日	農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（周南市・下松市合同）へ出席（委員等・事務局）
	20日	地域計画策定の事前説明会（和田地区）
	23日	第1回農業者年金加入推進特別研修会へ出席（農業委員・事務局）
		地区の農業の未来を考える座談会（三丘地区・1回目）
26日	地区の農業の未来を考える座談会（須々万地区・1回目）	
28日	第101回常設審議委員会へ出席（会長）	
	地区の農業の未来を考える座談会（大向地区・2回目）	
9月	1日	「しゅうなん農業委員会だより」第2号を発行
	5日	地区の農業の未来を考える座談会（大道理地区・2回目）
	10日	令和6年第9回総会・委員全員協議会
	20日	地区の農業の未来を考える座談会（長穂地区2回目）
	25日	令和6年第1回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
	30日	第102回常設審議委員会へ出席（会長）
10月	1日	山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会（中部ブロック）へ出席（委員等・事務局）
	8日	地域計画策定の事前説明会（勝間地区・大河内地区合同）
	10日	令和6年第10回総会・委員全員協議会
	16日	令和6年第2回鹿野地区協議会
		利用権設定事務説明会
	17日	令和6年第2回熊毛地区協議会
		利用権設定事務説明会
	18日	令和6年第2回西部地区協議会
		利用権設定事務説明会
	21日	令和6年第2回徳山北部地区協議会
	22日	利用権設定事務説明会
		地区の農業の未来を考える座談会（八代地区・1回目）
23日	令和6年第2回南部地区協議会	
	利用権設定事務説明会	
26日	地区の農業の未来を考える座談会（中須地区・2回目）	
28日	第103回常設審議委員会へ出席（会長）	
29日	地区の農業の未来を考える座談会（高水地区・1回目）	
11月	7日	地区の農業の未来を考える座談会（鹿野地区・1回目）
	7日 8日	中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会へ出席（推進委員）
	11日	令和6年第11回総会・委員全員協議会
	12日	地区の農業の未来を考える座談会（須々万地区・2回目）
	20日	「令和7年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」を周南市長へ提出
	25日	第2回農業者年金加入推進特別研修会へ出席（事務局）
地区の農業の未来を考える座談会（三丘地区・2回目）		
26日	第104回常設審議委員会へ出席（会長）	

12月	2日	地区の農業の未来を考える座談会（須金地区・2回目）
	3日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会へ出席（委員等・事務局）
		山口県農業委員会女性協議会第2回役員会へ出席（役員の推進委員）
	9日	地区の農業の未来を考える座談会（大河内地区）
	10日	令和6年第4回幹事会
		令和6年第12回総会・委員全員協議会
	11日	地域計画（案）の説明会（大道理地区）
	13日	地区の農業の未来を考える座談会（勝間地区・1回目）
	17日	地域計画（案）の説明会（大向地区）
	18日	地区の農業の未来を考える座談会（八代地区・2回目）
19日	農業者年金業務担当者研修会へ出席（農業委員・事務局）	
	地区の農業の未来を考える座談会（高水地区・2回目）	
23日	第105回常設審議委員会へ出席（会長）	
1月	6日	「令和7年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」への周南市長からの回答を受理
	10日	令和7年第1回総会・委員全員協議会
	14日	地域計画（案）の説明会（三丘地区）
	15日	地区の農業の未来を考える座談会（鹿野地区・2回目）
	18日	地域計画（案）の説明会（中須地区）
	20日	地域計画（案）の説明会（須金地区）
	22日	地域計画（案）の説明会（長穂地区）
	24日	地域計画（案）の説明会（須々万地区）
	25日	地区の農業の未来を考える座談会（勝間地区・2回目）
28日	農業委員会会長会議へ出席（会長）	
	第106回常設審議委員会へ出席（会長）	
2月	3日	地域計画（案）の説明会（大河内地区）
	10日	令和7年第2回総会・委員全員協議会
		令和6年分の農地の賃借料情報として「周南市賃借料情報」を公表
	13日	地域計画（案）の説明会（高水地区）
	14日	地区の農業の未来を考える座談会（湯野地区・1回目）
	18日	地域計画（案）の説明会（勝間地区）
	19日	地区の農業の未来を考える座談会（夜市地区・1回目）
	20日	地区の農業の未来を考える座談会（戸田地区・1回目）
	21日	山口県農業委員会職員研究会研修会へ出席（事務局）
		地域計画（案）の説明会（八代地区）
	25日	地域計画（案）の説明会（鹿野地区）
26日	山口県農業委員会女性協議会第3回役員会へ出席（役員の推進委員）	
28日	第107回常設審議委員会へ出席（会長）	
3月	5日	地区の農業の未来を考える座談会（菊川地区・1回目）
	10日	令和7年第3回総会・委員全員協議会
		令和7年度最適化活動の目標を設定（翌4月総会に諮り公表）
	13日	地区の農業の未来を考える座談会（和田地区・1回目）
	21日	地区の農業の未来を考える座談会（湯野地区・2回目）
	24日	令和7年第1回農地利用最適化推進委員候補者評価委員会
山口県農業委員会女性協議会第2回研修会へ出席（委員等・事務局）		
28日	第108回常設審議委員会へ出席（会長）	

資 料 編

1 総会の議事

表1 議案の個別件数

区分		根拠法令等		
許可申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項	1	
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
	農地等の賃貸借の解約等	農地法第18条第1項		
事業計画の変更承認申請	農地の転用	農地法第4条第1項	5	
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
許可の取消申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項		
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
買受適格証明	耕作目的	農地法第3条第1項	10	
	転用目的	農地法第5条第1項		
農地所有適格法人以外の法人等	必要な措置を講ずべきことの勧告	農地法第3条の2第1項		
	農地法第3条第1項の許可の取消し	農地法第3条の2第2項		
農地所有適格法人	必要な措置を講ずべきことの勧告	農地法第6条第2項		
適格者証明	贈与税の納税猶予	租税特別措置法第70条の4第1項	15	
	相続税の納税猶予	租税特別措置法第70条の6第1項		
	不動産取得税の徴収猶予	地方税法附則第12条第1項、規則附則第4条第1項第1号		
和解の仲介	(県に申出するか直接するか判断)	農地法第25条第1項		
違反転用	違反転用の確認・是正方針の決定	違反転用に対する措置に関する要綱	20	
	違反転用者等に対する是正指導の内容の決定・是正措置の勧告	違反転用に対する措置に関する要綱		
	違反転用者等に対する命令の内容の決定	違反転用に対する措置に関する要綱		
	命令に従わなかった違反転用事案に関する情報の公表	違反転用に対する措置に関する要綱		
	違反転用者に対する告発	違反転用に対する措置に関する要綱		
非農地判断	非農地判断施行前に非農地判断扱いとした土地等の非農地判断の決定	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	25	
	非農地判断に係る非農地判断の決定	非農地判断に係る事務処理要領		
	非農地証明に係る非農地判断の決定	非農地証明に係る事務処理要領		
	登記官等からの照会に係る非農地判断の決定	登記官等からの照会に係る事務処理要領		
農用地利用集積計画の決定		旧基盤強化法第18条第1項		
意見聴取	基本構想	基本構想(基盤強化法第6条第1項)の策定	基盤強化法施行規則第2条	30
		基本構想の変更	基盤強化法施行規則第6条	
	地域計画	地域計画の策定	基盤強化法第19条第6項	
		地域計画の変更	基盤強化法第19条第6項	
	農用地利用集積等促進計画	農用地利用集積等促進計画の策定	中間管理法第18条第3項	35
		農用地等の保有及び利用に関する情報の提供等の協力	中間管理法第19条第1項・第3項	
		農用地利用集積等促進計画の案の作成	中間管理法第19条第2項・第3項	
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画の策定(農振法第8条第1項)	農振法施行規則第3条の2第1項	
		農業振興地域整備計画の変更(農振法第13条第1項)	農振法施行規則第3条の2第2項	
	農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更	農用地利用計画の変更(除外)	農振法施行規則第3条の2第2項	40
農用地利用計画の変更(編入)		農振法施行規則第3条の2第2項		
農用地利用計画の変更(非農地判断等)		農振法施行規則第3条の2第2項		

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	2	2	2	4	4	5	6	11	7	4	1	2	50
		1		1			1	1				1	5
	2	1	2		4		10	7	6	8	1	1	42
5													
				1					1				2
						1					1		2
10													
15													
20													
25													
			17			14			15			396	442
30													
												11	11
35													
				1				2				2	5
												4	4
40				2								10	12

つづき

区分		根拠法令等	
承認申請	特定農地貸付け（特定農地貸付法第2条第2項）	特定農地貸付法第3条第1項	41
	農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出	農業委員会法第38条第1項	
指針	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定	農業委員会法第7条第1項	45
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更	農業委員会法第7条第1項	
	前年度推進委員等の最適化活動の点検・評価	農業委員会による最適化活動の推進等について	45
	前年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表	農業委員会法第37条・規則第15条第1項	
	本年度最適化活動の目標の設定等	農業委員会法第37条・規則第15条第1項	50
推進委員	農地利用最適化推進委員の委嘱	農業委員会法第17条	
	農地利用最適化推進委員の解嘱	農業委員会法第21条	
	農地利用最適化推進委員の辞任の同意	農業委員会法第23条	
	規則・規程の制定・改正		
	農業委員会事業計画の策定		
	農業委員会事業報告の承認		
合計			

（注1）根拠法令等のうち本委員会の要綱及び要領は、その名称の先頭の「周南市農業委員会」を省略

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
41													
								1					1
45			1										1
			1										1
	1												1
							1						1
50					1								1
							2					1	3
	1												1
				1									1
	6	4	23	10	9	20	20	22	29	12	3	428	586

(注2) 継続審議の議案にかかる個別件数は、最初の提案の月、継続審議した月のどちらにも計上

表2 報告の個別件数

区分		根拠法令等		
届出	権利取得	農地売買等事業の実施により取得	農地法第3条第1項第13号	1
		農地中間管理権を取得	農地法第3条第1項第14号の2	
		相続、遺産分与、時効、法人合併、法人分割等	農地法第3条の3	
	農地の転用	国・県の公共事業	農地法第4条第1項第2号	5
		市街化区域内にある農地	農地法第4条第1項第7号	
		制限の例外	農地法第4条第1項第8号・規則第29条	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地法第5条第1項第1号	10
		市街化区域内にある農地等	農地法第5条第1項第6号	
		制限の例外	農地法第5条第1項第7号・規則第53条	
	賃貸借の解除		農地法第18条第1項第4号	
農作物栽培高度化施設の設置		農地法第43条第1項		
農地改良		農地改良の係る届出に関する要綱		
届出受理後の届出の取消し	権利取得	農地売買等事業の実施により取得	農地法関係の届出の受理に関する要綱	15
		農地中間管理権を取得	農地法関係の届出の受理に関する要綱	
		相続、遺産分与、時効、法人合併、法人分割等	農地法関係の届出の受理に関する要綱	
	農地の転用	国・県の公共事業	農地法関係の届出の受理に関する要綱	20
		市街化区域内にある農地	農地法関係の届出の受理に関する要綱	
		制限の例外	農地法関係の届出の受理に関する要綱又は農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に要する要綱	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地法関係の届出の受理に関する要綱	20
		市街化区域内にある農地等	農地法関係の届出の受理に関する要綱	
		制限の例外	農地法関係の届出の受理に関する要綱	
	賃貸借の解除		農地法関係の届出の受理に関する要綱	
農作物栽培高度化施設の設置		農地法関係の届出の受理に関する要綱		
農地改良		農地法関係の届出の受理に関する要綱		
転用事業の事業計画の変更の届出	農地の転用	国・県の公共事業	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	25
		市街化区域内にある農地	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	
		制限の例外	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	30
		市街化区域内にある農地等	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	
		制限の例外	農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱	
農地改良の内容の変更の届出		農地改良の係る届出に関する要綱		
許可があつたものとみなす	国・県との協議の成立	農地の転用	農地法第4条第8項	
		農地等の転用のための権利取得	農地法第5条第4項	
許可の決定	買受適格証明書交付済	耕作目的	農地法第3条第1項	35
		転用目的	農地法第5条第1項	
賃貸借の解約等の通知	解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借を更新しない旨の通知		農地法第18条第6項	
	解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借を更新しない旨の通知の取消し		農地法第18条第6項	
農地所有適格法人	農地所有適格法人の報告		農地法第6条第1項	
	農地所有適格法人の要件を満たすに至った旨の届出		農地法第7条第5項	
農地所有適格法人以外の法人等	農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告		農地法第6条の2第1項	40
	適正でない農地所有適格法人以外の法人等を農地中間管理機構へ通知		農地法第6条の2第2項	

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1													
	9	16	1	12	14	8	6	11	9	25	5	10	126
5			2	2	3	2		1	1			1	12
	1	1			1	1	2	2	2	2			12
	1	4											5
	11	9	9	12	3	5	3	7	5	16	4	6	90
	4	1	1					1		1	1	1	10
10													
												1	1
15													
20													
25													
30													
35													
	2	5		4	3								14
40								2					2

つづき

区分		根拠法令等	
開墾等により新たに農地とする土地		開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領	42
非農地とした土地の農地再生		非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領	
非農地判断	非農地判断の結果	非農地判断に係る事務処理要領	
	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	45
	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	
買受適格証明	耕作目的・農地売買等事業関係	農地法第3条第1項第13号	
	転用目的・市街化区域内農地等	農地法第5条第1項第6号	
	転用目的・協議の成立関係	農地法第5条第4項	
贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等	農業経営を引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の4第1項	50
	特定貸付けを引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の4第1項	
	営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の4第1項	
相続税の納税猶予の適用を受ける農地等	農業経営を引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の6第1項	
	特定貸付けを引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の6第1項	
	営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明	租税特別措置法第70条の6第1項	55
不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等	農業経営を引き続き行っていることの証明	地方税法附則第12条第1項、規則附則第4条第3項	
	特定貸付けを引き続き行っていることの証明	地方税法附則第12条第1項、規則附則第4条第3項	
	営農困難時貸付けを引き続き行っていることの証明	地方税法附則第12条第1項、規則附則第4条第3項	
照会に対する回答等	贈与税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）	租税特別措置法第70条の4第38項	
	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）	租税特別措置法第70条の6第43項	60
	地目変更登記に係る照会（登記官）	登記官等からの照会に係る事務処理要領	
	民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会（執行裁判所）	登記官等からの照会に係る事務処理要領	
	弁護士会からの会員弁護士受託事件に係る照会	弁護士法第23条の2第2項	
現況が農地でないことの証明等		非農地証明に係る事務処理要領	
土地改良事業に参加する資格に係る承認等		土地改良法第3条	65
農地賃借料情報		農地法第52条	
農地利用最適化推進委員の死亡			
農業委員会の予算			
農業委員会の決算			
合計			70

(注) 根拠法令等のうち本委員会の要綱及び要領は、その名称の先頭の「周南市農業委員会」を省略

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
42				1									1
		17		150	118					3			288
45	7	30	7	33	4	16	5	20	34	3	15	9	183
50		1											1
		7		1				2	1				11
55													
60					2		2						4
	2	5	8	7	1	1	3	10	7	8	6	6	64
65		60		1	1								62
											1		1
											1		1
	1												1
									1				1
70	38	156	28	223	150	33	23	54	60	58	33	34	890

2 農地法等に基づく処理状況

以下の表は、農地法等に基づき許可、許可処分の取消し、事業計画の変更承認、届出の受理、報告の受理、通知書の交付、証明書の交付、回答等をした件数並びにその土地の筆数及び面積について、許可をした日、承認をした日、受理をした日、交付をした日、回答をした日等の属する月別に集計している。

許可の月別件数は、申請を不許可とする場合や総会の議決後に都市計画法で定める開発行為の許可や農用地区域からの除外の決定など一定の条件が成就した日付けで許可する場合があるので、表1の議案の月別件数と一致しないことがある。

また、届出の受理、報告の受理、通知書の交付、証明書の交付、回答等の月別件数は、原則として毎月20日までに受理、交付、回答等をした案件を翌月10日開催の総会で報告することになっているので、表2の報告の月別件数とは一致しないものである。

表中の「畑」は、普通畑、樹園地、牧草畑等の「田」以外の農地をいう。

表3 農地法第3条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	2	3	1,051.00	1	161.00			4	1,212.00
5月	2	1	1,885.00	1	227.00			2	2,112.00
6月	2	3	3,339.00					3	3,339.00
7月	4	2	2,044.00	3	817.00			5	2,861.00
8月	4	1	846.00	4	2,832.00			5	3,678.00
9月	5	9	12,929.00	5	1,984.00			14	14,913.00
10月	5	3	2,576.00	4	1,751.00			7	4,327.00
11月	11	12	8,694.00	7	1,725.00			19	10,419.00
12月	7	14	12,494.00	6	1,184.00			20	13,678.00
1月	4	1	1,302.00	5	7,098.00			6	8,400.00
2月	1	9	10,600.00	1	46.00			10	10,646.00
3月	2	4	4,790.00					4	4,790.00
計	49	62	62,550.00	37	17,825.00			99	80,375.00

表4 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
9月	1			1	278.00			1	278.00
2月	1	5	3,648.00					5	3,648.00
計	2	5	3,648.00	1	278.00			6	3,926.00

表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	13	31	34,931	7	2,530			38	37,461.00
5月	11	20	21,166	11	2,316			31	23,481.68
6月	7	13	7,919	13	4,659			26	12,578.00
7月	13	41	33,582	29	10,625			70	44,206.98
8月	4	4	3,209	8	1,459			12	4,668.00
9月	5	7	8,129	6	2,810			13	10,939.00
10月	15	38	51,717	21	12,195			59	63,912.00
11月	11	21	32,339	14	9,763			35	42,101.54
12月	18	40	33,180	20	6,244			60	39,423.52
1月	8	22	14,108	16	4,059			38	18,167.32
2月	12	28	37,064	23	10,087			51	47,151.22
3月	8	23	33,404	12	4,302			35	37,706.00
計	125	288	310,747.67	180	71,048.59			468	381,796.26

表6 農地法第4条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
5月	1	1	602.00			1	602.00
7月	1	4	7,228.00			4	7,228.00
10月	1			1	323.00	1	323.00
11月	1			1	317.89	1	317.89
3月	1	1	2,651.00			1	2,651.00
計	5	6	10,481.00	2	640.89	8	11,121.89

表7 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
5月	3			3	1,642.00	3	1,642.00
6月	1			1	230.00	1	230.00
7月	5	2	392.00	5	2,042.00	7	2,434.00
10月	1			1	18.00	1	18.00
11月	1			1	102.00	1	102.00
2月	1	1	380.00			1	380.00
計	12	3	772.00	11	4,034.00	14	4,806.00

表8 農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
4月	1	1	144.00			1	144.00
7月	2	1	26.57	3	199.33	4	225.90
9月	2	1	66.25	1	3.30	2	69.55
10月	2	2	270.81			2	270.81
11月	3	2	227.67	3	302.25	5	529.92
12月	1			1	193.20	1	193.20
3月	4	1	87.64	3	9.52	4	97.16
計	15	8	822.94	11	707.60	19	1,530.54

表9 農地法施行規則第29条の制限例外の内訳

区分		件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
規則29条 第1号	農業用施設等	15	8	822.94	11	707.60	19	1,530.54
規則29条 第7号	市の公共事業							
規則29条 第14号	電気事業者							
規則29条 第15号	市が行う市街化区域内農地の転用							
規則29条 第17号	認定電気通信事業者							
規則29条 第18号	市の災害応急対策・復旧のための転用							
規則29条 第21号	市の埋蔵文化財のための土地の発掘							
その他								
計		15	8	822.94	11	707.60	19	1,530.54

表 10 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	2	2	2,388.00					2	2,388.00
5月	1			1	1,048.00			1	1,048.00
6月	1	1	2,217.00					1	2,217.00
7月	1	1	2,090.00					1	2,090.00
8月	4	6	4,844.00					6	4,844.00
10月	10	9	8,380.17	4	911.00			13	9,291.17
11月	7	9	8,079.00					9	8,079.00
12月	6	7	7,465.00					7	7,465.00
1月	8	8	4,771.66	1	71.15			9	4,842.81
2月	1	3	1,427.00	2	373.00			5	1,800.00
3月	1	2	81.00					2	81.00
計	42	48	41,742.83	8	2,403.15			56	44,145.98

表 11 農地法第 5 条第 1 項に規定する許可後の事業計画変更承認

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月	1	1	1,824.00					1	1,824.00
12月	1	2	4,547.00					2	4,547.00
計	2	3	6,371.00					3	6,371.00

表 12 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	3	3	519.80					3	519.80
計	3	3	519.80					3	519.80

表 13 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	12	12	15,238.98	7	2,584.37			19	17,823.35
5月	10	8	8,920.00	4	1,347.00			12	10,267.00
6月	7	7	5,161.00	4	832.00			11	5,993.00
7月	5	6	6,875.00					6	6,875.00
8月	2	1	65.00	2	305.00			3	370.00
9月	4	4	4,446.00	3	1,189.00			7	5,635.00
10月	7	8	5,075.00	5	700.00			13	5,775.00
11月	5	8	5,579.65					8	5,579.65
12月	16	11	6,061.00	11	4,012.00			22	10,073.00
1月	5	5	3,819.00	1	252.00			6	4,071.00
2月	9	9	6,204.73	4	773.00			13	6,977.73
3月	7	2	1,608.00	9	3,615.00			11	5,223.00
計	89	81	69,053.36	50	15,609.37			131	84,662.73

表 14 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	1	1	9.00					1	9.00
10月	1	1	1,569.00					1	1,569.00
11月	1	3	5,703.00					3	5,703.00
1月	1			3	2,659.00			3	2,659.00
2月	1	2	43.00					2	43.00
3月	2	3	2,343.00					3	2,343.00
計	7	10	9,667.00	3	2,659.00			13	12,326.00

表 15 農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計		
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)					
規則53条 第6号	市の公共事業	6	9	9,658.00	3	2,659.00			12	12,317.00
規則53条 第12号	電気事業者									
規則53条 第13号	市が行う市街化区域 内農地の転用									
規則53条 第15号	認定電気通信事業者	1	1	9.00					1	9.00
規則53条 第15号	市の災害応急対策・ 復旧のための転用									
規則53条 第20号	市の埋蔵文化財のた めの土地の発掘									
その他										
計		7	10	9,667.00	3	2,659.00			13	12,326.00

表 16 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告の受理

区分	件数 (件)
4月	2
5月	3
6月	4
2月	4
3月	10
計	23

表 17 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の法人等の農地等の利用状況の報告の受理

区分	件数 (件)
8月	1
9月	1
計	2

第 18 農地改良届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
2月	1	1	72.00			1	72.00
計	1	1	72.00			1	72.00

第 19 開墾等耕作届の受理・新たに農地とする土地の確認

区分	件数 (件)	開墾等により新たに農地とした土地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	1			4	6,989.00	4	6,989.00
計	1			4	6,989.00	4	6,989.00

第 20 非農地判断に係る非農地通知書の交付

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	14	5	4,030.00	10	5,341.00			15	9,371.00
8月	74	42	32,767.58	59	18,732.00			101	51,499.58
9月	64	51	12,266.23	45	7,790.80			96	20,057.03
2月	2	1	2,161.00	2	500.00			3	2,661.00
計	154	99	51,224.81	116	32,363.80			215	83,588.61

第 21 非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等に係る非農地通知書の交付

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	9	15	13,823.00	8	3,663.00			23	17,486.00
5月	9	20	8,969.30	12	8,686.00			32	17,655.30
6月	5	7	2,728.00	1	128.00			8	2,856.00
7月	5	6	1,474.83	1	2,737.00			7	4,211.83
8月	4	6	3,107.00	8	5,792.00			14	8,899.00
9月	4	3	1,226.00	1	2,671.00			4	3,897.00
10月	11	22	13,533.67	16	6,208.00			38	19,741.67
11月	5	11	20,292.00	4	1,131.00			15	21,423.00
12月	5	5	1,262.05	2	32.06			7	1,294.11
1月	7	5	3,382.95	12	3,229.51			17	6,612.46
2月	4	7	4,106.91	4	1,562.00			11	5,668.91
3月	5	6	1,519.29	4	1,763.00			10	3,282.29
計	73	113	75,425.00	73	37,602.57			186	113,027.57

第 22 相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
4月	2	2	3,918.00					2	3,918.00
10月	3			6	3,305.00			6	3,305.00
3月	1	4	4,098.31					4	4,098.31
計	6	6	8,016.31	6	3,305.00			12	11,321.31

第 23 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会に対する回答（税務署）

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
5月	2	1	820.00	1	507.00			2	1,327.00
8月	2	2	2,875.00	4	1,975.00			6	4,850.00
計	4	3	3,695.00	5	2,482.00			8	6,177.00

表 24 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定による照会に対する回答（弁護士会）

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		牧場		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
12月	1			2	121.00			2	121.00
計	1			2	121.00			2	121.00

表 25 現況が農地でないことの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	2	3	1,376	3	426	6	1,802.00
5月	8	6	7,142	6	2,706	12	9,847.95
6月	2			3	872	3	872.00
7月	2	4	603			4	603.00
9月	4	5	4,373	3	1,776	8	6,149.00
10月	8	6	6,007	10	5,285	16	11,292.00
11月	5	3	1,465	4	1,149	7	2,614.00
12月	1	2	1,530	6	4,723	8	6,253.00
1月	8	11	3,793	5	1,107	16	4,900.00
2月	3	4	1,039	3	1,533	7	2,572.14
3月	7	15	2,821	16	2,845	31	5,666.47
計	50	59	30,149.24	59	22,422.32	118	52,571.56

表 26 農用地利用集積計画（案）の決定

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	17	28	33,954.63	1	813.00			29	34,767.63
9月	14	21	42,396.00					21	42,396.00
12月	15	35	33,376.33	4	6,104.67			39	39,481.00
3月	396	827	1,369,994.66	69	81,681.00			896	1,451,675.66
計	442	911	1,479,721.62	74	88,598.67			985	1,568,320.29

表 27 農用地利用配分計画の認可の通知の受理

(旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項に規定する通知)

区分	賃借権の設定等 を受ける者 (経営体)	賃借権の設定等を受ける土地	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	1	4	4,610
9月	9	11	28,709
12月	6	20	17,612
3月	22	271	517,453
計	38	306	568,384

表 28 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取
(除外)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7月	1	2	6,526.00					2	6,526.00
11月	2	2	3,576.00					2	3,576.00
3月	2	2	4,817.00					2	4,817.00
計	5	6	14,919.00					6	14,919.00

(編入)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
3月	4	5	9,722.00					5	9,722.00
計	4	5	9,722.00					5	9,722.00

(非農地判断等)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
7月	2	2	2,692.00					2	2,692.00
3月	10	6	6,755.00	4	2,242.00			10	8,997.00
計	12	8	9,447.00	4	2,242.00			12	11,689.00

3 用途別転用の状況

表 29 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅							
	一般個人住宅	6	1	99.00	5	1,838.00	6	1,937.00
	集団住宅その他							
	小計	6	1	99.00	5	1,838.00	6	1,937.00
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
鉱工業（工場）用地								
植林		3	5	9,879.00	1	323.00	6	10,202.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設	15	8	822.94	11	707.60	19	1,530.54
	駐車場・資材置場	8	3	1,275.00	7	2,513.89	10	3,788.89
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計	23	11	2,097.94	18	3,221.49	29	5,319.43
その他分類不明								
総計		32	17	12,075.94	24	5,382.49	41	17,458.43

表 30 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	36	32	19,250.73	17	6,680.00			49	25,930.73
	集団住宅その他	9	6	5,503.65	5	1,786.37			11	7,290.02
	小計	45	38	24,754.38	22	8,466.37			60	33,220.75
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	14	19	10,714.44	4	2,730.15			23	13,444.59
	官公・病院等公的施設									
	小計	14	19	10,714.44	4	2,730.15			23	13,444.59
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	49	48	45,484.00	33	8,227.00			81	53,711.00
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	32	36	40,021.17	2	1,248.00			38	41,269.17
	その他	1	1	9.00					1	9.00
	小計	82	85	85,514.17	35	9,475.00			120	94,989.17
その他分類不明										
総計		141	142	120,982.99	61	20,671.52			203	141,654.51

表 31 許可による用途別転用の状況（総会で議決）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	4	6	1,965.00				6	1,965.00	
	集団住宅その他									
	小計	4	6	1,965.00				6	1,965.00	
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	4	5	313.66	1	71.15		6	384.81	
	官公・病院等公的施設									
	小計	4	5	313.66	1	71.15		6	384.81	
鉱工業（工場）用地										
植林		3	5	9,879.00	1	323.00		6	10,202.00	
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	7	6	3,926.00	6	1,401.89		12	5,327.89	
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	29	32	36,140.17	2	1,248.00		34	37,388.17	
	その他									
	小計	36	38	40,066.17	8	2,649.89		46	42,716.06	
その他分類不明										
総計		47	54	52,223.83	10	3,044.04		64	55,267.87	

表 32 届出等による用途別転用の状況（総会で報告）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	38	27	17,384.73	22	8,518.00		49	25,902.73	
	集団住宅その他	9	6	5,503.65	5	1,786.37		11	7,290.02	
	小計	47	33	22,888.38	27	10,304.37		60	33,192.75	
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	10	14	10,400.78	3	2,659.00		17	13,059.78	
	官公・病院等公的施設									
	小計	10	14	10,400.78	3	2,659.00		17	13,059.78	
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の 業務用地	農林漁業用施設	15	8	822.94	11	707.60		19	1,530.54	
	駐車場・資材置場	50	45	42,833.00	34	9,339.00		79	52,172.00	
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	3	4	3,881.00				4	3,881.00	
	その他	1	1	9.00				1	9.00	
	小計	69	58	47,545.94	45	10,046.60		103	57,592.54	
その他分類不明										
総計		126	105	80,835.10	75	23,009.97		180	103,845.07	

4 常設審議委員会の意見聴取

表 33 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
7 月	1	4	7,228.00			4	7,228.00
計	1	4	7,228.00			4	7,228.00

表 34 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅							
	一般個人住宅							
	集団住宅その他							
	小計							
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
鉱工業（工場）用地								
植林		1	4	7,228.00			4 7,228.00	
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設							
	駐車場・資材置場							
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計							
その他分類不明								
総計		1	4	7,228.00			4 7,228.00	

表 35 農地法第5条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
6月	1	1	2,090.00					1	2,090.00
計	1	1	2,090.00					1	2,090.00

表 36 農地法第5条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅									
	集団住宅その他									
	小計									
公的施設用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地									
	官公・病院等公的施設									
	小計									
	鉱工業（工場）用地									
	植林									
商業サービス等用地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場									
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	1	1	2,090.00				1	2,090.00	
	その他									
	小計	1	1	2,090.00				1	2,090.00	
その他分類不明										
総計		1	1	2,090.00				1	2,090.00	

5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況

表 37 農業委員の活動

大項目	中項目	小項目		
1 法令による農業委員会の権限事項	① 総会、研修会等の出席		1	
	② 事前相談、現地確認等			
	③ 紛争の調停・仲介			
	④ 農業情報収集・提供			
	⑤ その他		5	
2 担い手への農地の集積・集約化	① 出し手・受け手の意向把握			
		ア コーディネーター（座長等）		
		イ 農地地図を持参		
		ウ 農地情報の提供		
	② 話し合い活動への参加	エ その他（参加の呼びかけ・準備等）		10
		③ 関係機関との打ち合わせ		
		④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）		
		⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内	
	イ 書類等の作成支援			
	ウ その他			15
3 遊休農地の発生防止・解消	① 現地確認	ア 利用状況調査		
		イ 利用状況調査以外の現地確認		
	② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作		
		イ 農地バンクに貸付・売却希望		
		ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望		20
	③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認		
		イ 現地等での聞き込み		
		ウ 判明した権利者の同意取得		
	④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認		
		イ 受け手への農地の仲介・あっせん		25
		ウ 農地バンクへの情報提供		
		エ 委員自ら解消作業		
		オ 基盤整備の実施に向けた活動		
	⑤ その他			
	4 新規参入の促進活動	① 希望者の相談対応		30
		② 新規参入者のフォローアップ		
③ 相談会への参加				
④ 参入希望者に対する講習・意見交換				
⑤ その他				
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	① 経営の合理化の推進		35	
	② 農業者年金の普及推進			
	③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進			
	④ その他			
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出				
合計			40	

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	12	13	13	26	23	17	17	15	15	13	12	19	195
	9	8	12	7	6	14	18	10	11	9	9	15	128
	1	2			1	1	1		1	1			8
5	6	4	4	5	4	2	5	6	3	4	2	4	49
		4	3	1	2	7	3	2	5	4	1	6	38
								1				1	2
		1					1	1	2	1	1		7
					2	1		1		2	1		7
10	5	7	5	3	5	7	1	5	6	8	10	5	67
	2	3	4	5	1		14			4		1	34
								1					1
				1								1	2
15								1					1
				9	8		5	1	4	3			30
	80	70	69	67	56	62	54	66	59	60	58	67	768
				1			1		1				3
		2											2
20							1						1
			2			1		2		1	1	1	8
25		2	1				1			1		1	6
							1						1
	7	2	2	3	7		1	6	3	5	3	5	44
	1	1			1								3
	2	1			4			1	2			4	14
30			1			1							2
			1		1								2
					1								1
	1			1					1				3
35											1		1
					1								1
								1					1
40	126	120	117	129	123	113	124	120	113	116	99	130	1,430

(注) 農業委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。

表 38 農地利用最適化推進委員の活動

大項目	中項目	小項目	
1 法令による農業委員会の権限事項	① 総会、研修会等の出席		1
	② 事前相談、現地確認等		
	③ 紛争の調停・仲介		
	④ 農業情報収集・提供		
	⑤ その他		5
2 担い手への農地の集積・集約化	① 出し手・受け手の意向把握		
	② 話し合い活動への参加	ア コーディネーター（座長等）	
		イ 農地地図を持参	
		ウ 農地情報の提供	
		エ その他（参加の呼びかけ・準備等）	10
	③ 関係機関との打ち合わせ		
	④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）		
	⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内	
		イ 書類等の作成支援	
		ウ その他	15
3 遊休農地の発生防止・解消	① 現地確認	ア 利用状況調査	
		イ 利用状況調査以外の現地確認	
	② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作	
		イ 農地バンクに貸付・売却希望	
		ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望	20
	③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認	
		イ 現地等での聞き込み	
		ウ 判明した権利者の同意取得	
	④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認	
		イ 受け手への農地の仲介・あっせん	25
		ウ 農地バンクへの情報提供	
		エ 委員自ら解消作業	
		オ 基盤整備の実施に向けた活動	
	⑤ その他		
	4 新規参入の促進活動	① 希望者の相談対応	
② 新規参入者のフォローアップ			
③ 相談会への参加			
④ 参入希望者に対する講習・意見交換			
⑤ その他			
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	① 経営の合理化の推進		35
	② 農業者年金の普及推進		
	③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進		
	④ その他		
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出			
合計			40

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1			3	25	20	1	4	3		1	1	2	60
	16	19	14	10	3	10	19	15	22	9	7	15	159
				1								1	2
							1			1	1		3
5	5	1	1	9	2	4	6	1	3	1	5	3	41
	2	6	2	5	8	6	29	69	47	13	10	7	204
										1		1	2
					1				1				2
		1		2			2	1	1	1		2	10
10	6	6	20	7	5	8	7	19	18	39	29	11	175
	2	5	5	4	1	1	38	4	5	6	10	8	89
			1										1
			2		2							1	5
	1			1	5	1		17	12	6	8	4	55
15		1	3			1		5	5	1		1	17
	17	11	16	100	192	157	40	17	10	17		7	584
	152	161	156	91	39	51	98	104	159	169	164	179	1,523
	1	3	1	1		1	2	1	1			2	13
		1	2	1									4
20	1	2				1	2	1	1				8
					1								1
												3	3
	5	4			4	5	2	2	2	5	2	4	35
25	11	8	5	3	3	3	7	12	14	2	6	7	81
	1												1
	8	5	4	5	7	15	5	4	9	2	9	10	83
	1		1	1						2	2	3	10
	10	1	1	5	9	7	1		1	6	14	2	57
30			1	3	1	1							6
	1	1											2
35							1		1				2
	1		1						2				4
	2		1	1	1								5
40	243	236	240	275	304	273	264	275	314	282	268	273	3,247

(注) 推進委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。